

## 福島での直轄事業について

警戒区域等の国の直轄除染対象地域における除染事業は、以下の3ステップで進めていく。

### 1. 除染実証モデル事業【平成 23 年 11 月～】

- 警戒区域等の高線量かつ長期間無人の地域における、①新技術も含めた有効な除染方法、②作業員の安全管理の進め方、③モニタリング方法、等の知見を集めることを目的として、警戒区域等において除染実証モデル事業を実施。

11月28日：大熊町において除染作業開始

※ その他の地域についても準備が整ったところから  
随時開始

### 2. 先行除染事業【平成 23 年 12 月～】

- 本格的な除染事業を開始するにあたり、除染作業に必要な資機材の保管や作業員の休憩場所等として活用する役場やインフラ設備等の先行的除染事業を実施。

12月7日：自衛隊による役場の除染開始

(檜葉町、富岡町、浪江町、飯舘村)

1月末～：環境省による役場周辺施設、インフラ設備等の除染

### 3. 本格除染事業【平成 24 年 3 月末～】

- 平成 24 年 3 月末を目途に、準備が整った警戒区域・計画的避難区域の 11 市町村において、国による本格的な除染事業を順次開始。